

2023 (R5) 年6月5日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやまNo.27

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B

TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



The sixth sense (**six**ではなく**th**が付いています)と聞くと何を思い浮かべますか? ブルース・ウィルス主演の映画(1999年)ですか? 日本語に訳せば「第六感」、すなわち「尋常ではない直感力」ということになりますね。

5月5日にこの名を冠した6人組の室内楽を聴きました。オーボエ、クラリネットなどの木管五重奏にピアノが加わります。PRチラシによると「百年に一人の逸材」といわれるフルート奏者をはじめ、メンバーは各種コンクールに優勝・入賞している若手の達人揃いで「卓越したテクニックと鮮やかな音色で聴衆の第六感を呼び覚ます」と書いてありました。

なるほど、演奏はほんとうに素晴らしかったです。こういう室内楽は初めてですし、曲もプーランクとかジョリベとか聞いたこともない人の作品ですが、体操選手が次々と離れ業を決め、着地もピタッ!というような爽快感(こんな喩えでいいのかな?)がありました。特に後半はステージ近くで聴き、個々の楽器の組み合わせによって多彩な音色が紡ぎ出され、またプレーヤーの息づかい、仕草、眼差しによって音楽がスリリングに作られていくのが感じられました。紹介してくれた音楽好きの知人に感想を尋ねると「今日のコンサートは大当たり!」と喜んでいました。

遺産分割協議書

お父様を亡くされた**A子さん**から遺産相続について相談をいただきました。遺産は土地・家屋と預貯金等で、法定相続人は**A子さん**と、すでに亡くなられた弟**B夫さん**の子である**甲男さん・乙子さん**です。

相続の法定比率は**A子さん**が1/2、**甲男さん・乙子さん**はそれぞれ1/4となります。

ところで、故人は生前「全財産をA子に相続させる」という遺言書を残され、「甲男と乙子にはお前から相応に分けてほしい」と頼んでおられました。**A子さん**は自宅を持っているので「土地家屋は売却して法定比率通りに金銭で分けようか、でも親がせっかく建てた家を処分するのは忍びない…」と考えていましたが、ちょうど**乙子さん**が「これまでおじいちゃん(故人)と同居していたので、思い出の多いこの家に住み続けたい」と希望されました。**甲男さん**もすでに自宅を持ち「故人の家には身内が住んでほしい」という考えでしたのでその方向で進めようということになりました。

しかし「遺言書をつかえば土地家屋はいったん**A子さん**が相続してそれから**乙子さん**に贈与になるのではないか」というのが**A子さん**のご相談の趣旨でした。

このケースでは不動産だけでなく金銭も**A子さん**からの贈与という形になりますから、三人による新たな「遺産分割協議」をお勧めしました。その結果、法定比率どおりには分割できませんが「**乙子さん**が土地家屋、**A子さん**と**甲男さん**が金銭」と円満に合意されました。これをうけて当職が「遺産分割協議書」の書式を整え、それをもとに移転登記も行われました。

もめることもある相続事案ですが、微力ながら円満な解決にお力添えできて良かったです。

※ プライバシー保護のため人間関係は変えてあります。また、お三方の掲載許可をいただいています。

